

令和 3 年 7 月 26 日
日 本 銀 行

日＝タイ間の
二国間通貨スワップ契約の更新

日本国財務大臣の代理人たる日本銀行とタイ中央銀行は、7 月 23 日、現存の第 4 次二国間通貨スワップ契約を再更新し、その期限を延長した。本契約は、日本及びタイ当局が、相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、タイ当局が、日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。本契約の交換上限額は変更なく、タイが 30 億米ドル又は 30 億米ドル相当の日本円、日本が 30 億米ドルである。

今回の更新においては、既存の危機対応機能を補完するため、新たに危機予防機能を導入している。また、直近のチェンマイ・イニシアティブ契約書の改正に沿った修正が組み込まれている。

両当局は、継続的な金融協力の強化が両国における金融の安定の確保に寄与し、緊密な両国間の経済・貿易関係を支えることを期待する。